

雇用管理の改善および事業の合理化に関する改善計画認定要領

第1 趣旨

県は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号。以下「法」という。)、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について(平成8年5月24日付け8林野組第120号労働省発職第141号農林水産事務次官・労働事務次官依命通知。以下「依命通知」という。)、および林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について(平成8年5月24日8林野組第121号職発第370号林野庁長官・労働省職業安定局長通知。以下「通知」という。)の定めるところによるほか、この要領に定めるところにより申請に基づき林業事業体の改善計画を認定する。

第2 改善計画の申請

1 改善計画の策定

認定を受けようとする事業主は、法第4条に基づき知事が策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)の趣旨に基づき改善計画を策定するものとする。

改善計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額およびその調達方法
- (5) 委託募集を行う場合には、当該委託募集に係る労働条件その他の募集の内容

2 改善計画の申請資格

改善計画を申請しようとする事業主は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定された林業労働者を雇用して森林施業を行う事業主(※)であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業主であること。
 - (ア) 福井県森林組合連合会または福井県木材組合連合会の木材業者等登録を受けている
 - (イ) 福井県森林整備工事入札参加資格者となっている
 - (ウ) 林業・木材製造業労働災害防止協会に加入している
 - (エ) 森づくり隊構成員として福井県の認定をうけている
- (3) 森林施業に従事する労働者は、労災保険、雇用保険に毎年連続して加入していること。
- (4) 申請前まで継続して1年以上の造林、保育、伐採その他の森林施業の実績があ

ること。ただし、林業の実績が1年未満の事業主が申請するに当たっては、福井県森林整備支援センター（以下「支援センター」という。）との共同の改善計画を作成すること。

※ 「法第2条第2項に規定された林業労働者を雇用して森林施業を行う事業主」とは、森林組合、森林組合連合会、またはその他の森林所有者の組織する団体、造林業、育林業または素材生産業を営む者等。

3 改善計画の認定申請

改善計画の認定を受けようとする事業主は、次の書類を作成し知事に申請するものとする。

なお、申請にあたっては、作成した書類を県農林総合事務所または嶺南振興局（以下「事務所等」という。）へ提出するものとする。事務所等は提出のあった書類を審査し、必要に応じて事業主へ指導等を行った上で、書類を県産材活用課へ進達する。ただし、支援センターと共同の改善計画を申請する場合は、支援センターから県産材活用課へ書類を提出するものとする。

（1）単独の改善計画

- （ア） 計画認定申請書 （様式1号）
- （イ） 改善計画書 （様式2号）
- （ウ） その他県が必要と認めるもの（例：根拠資料）

（2）共同の改善計画

- （ア） 共同計画認定申請書（様式3号）
- （イ） 共同改善計画書 （様式4号）
- （ウ） 改善計画書 （様式2号）
- （エ） その他県が必要と認めるもの（例：根拠資料）

第3 改善計画の認定

- 1 知事は、第2の3により改善計画の認定申請があった場合において、その改善計画が法第5条第3項に適合するものであると認められるときは、これを認定するものとする。
- 2 知事は、改善計画を認定したときは、認定を受けたものに対し「改善計画認定通知書（申請者用）」（様式5号）によりその旨を通知するとともに「改善計画認定通知書（関係機関用）」（様式6号）により支援センター並びに、近畿中国森林管理局および近畿中国森林管理局福井森林管理署（以下「森林管理局等」という。）に通知するものとする。

第4 改善計画の審査基準

基本計画に定める改善計画の審査基準は、次のとおりとする。

【改善計画の審査基準】

- ・改善計画の実施期間は4年を超えかつ5年を超えない期間であること。
- ・改善計画を申請しようとする事業主は、当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有するものであること。
- ・当該計画が労働基準法および労働基準関係法令に適合するものであること。
- ・雇用管理の改善と事業の合理化の改善措置の双方いずれについても原則全て取り組むものであること。
- ・県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画に照らして適切であること。
- ・健康保険、各種年金、退職金共済に加入していること。
- ・雇用に関する文書を交付していること、もしくは就業規則を定めていること。
- ・改善計画が、基準年（改善計画作成の前年）に対して改善計画の実施期間中に改善措置の目標を達成できること。

第5 改善計画の変更

認定事業主が認定された改善計画について次の各号に掲げるような変更をしようとするときは、「改善計画変更認定申請書」（様式7号）に変更する事項を記載し、第2の3の規定に準じて手続きを行い、知事の認定を受けなければならない。

- 1 改善計画の目標の変更をする場合。ただし、事業規模の拡大および労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。）の改善措置の計画量に対する3割を越えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。
- 2 改善措置の項目を追加または廃止する場合。
- 3 共同の改善計画に参加する事業主の数が増加または減少する場合。
- 4 改善計画の実施期間を変更する場合。
- 5 改善措置の実施時期を変更する場合。ただし、事業年度を越えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。
- 6 改善措置の実施に係る資金計画について、改善計画認定申請書の内訳ごとの資本装備等の額がおおむね3割を越えて変更する場合。

第6 軽微な改善計画の変更

軽微な改善計画の変更は、第5の変更以外のものとし、「改善計画変更届出書」（様式8号）の提出をもって変更の認定に代えることができるものとする。

第7 改善計画の変更認定

知事は、第5に準じて改善計画の変更認定をした場合は、申請者に対して「改善計画変更認定通知書（申請者用）」（様式9号）、支援センターおよび森林管理局等に対しては「改善計画変更認定通知書（関係機関用）」（様式10号）により通知するものとする。

第8 改善計画の認定の取り消し

- 1 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じ、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、または当該認定計画が法令および依命通知第4の1（2）の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、認定を取り消すことができるものとする。
- 2 知事は、第10に定める状況報告等の報告がされない場合には、認定を取り消すことができるものとする。

第9 改善計画の認定の取り消し通知

知事は、認定計画を取り消す場合は事業主に対して「改善計画認定取消通知書（事業主用）」（様式11号）、支援センターおよび森林管理局等に対して「改善計画認定取消通知書（関係機関用）」（様式12号）により通知するものとする。

第10 雇用管理および事業に関する状況報告等

- 1 事業主は、毎事業年度の実施状況について「改善措置実施状況報告」（様式13号）により、当該報告に係る事業年度の終了後、3か月を越えない日までに支援センターに報告するものとする。
- 2 事業主は、認定計画の実施期間の最終年次には「改善措置実施結果報告」（様式14号）により、認定計画の実施期間の終了後、3か月を越えない日までに支援センターに報告するものとする。
- 3 支援センターは、「改善措置実施状況報告」および「改善措置実施結果報告」を取りまとめて、四半期ごとに知事に報告するものとする。
- 4 共同改善計画については、知事が1年後にその取組状況を確認するものとする。
- 5 状況報告等と併せて各種根拠資料についても支援センターに報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日までに申請があった改善計画の取り扱いについては、なお従前の例による。